

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

地域ごとの資産保有の最適化について

資料 1 地域ごとの資産保有の最適化について

資料 2 資産マネジメント第 3 期実施方針 抜粋

資料 3 パブリックコメント募集案内

令和 4 年 9 月 1 日

総 務 企 画 局

本市公共施設を取り巻く現状と課題

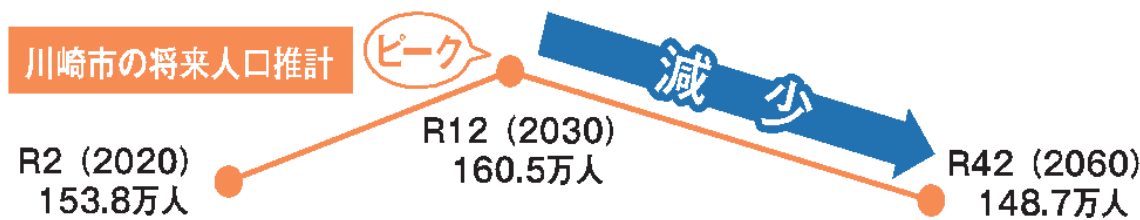
市の公共施設の老朽化

- 市の公共施設は、10年後には**約75%**が**築30年以上**に達することから、**機能の低下**や**修繕費用の増大**など老朽化に伴う問題が懸念
- 建築時の費用は氷山の一角で、その後に**維持管理費**や**事業運営費**など、**より多くの費用**が必要となる状況



人口減少への転換

- 市の人口は令和12（2030）年頃における約160.5万人をピークに、その後は**減少過程への移行**が想定される状況
- 人口減少に伴い、1人あたり㎡数（公共施設の床面積÷人口）が増加し、公共施設を維持するための**市民1人あたりの費用負担**も増大が見込まれる状況



以上を踏まえると、現状の公共施設をそのまま維持し続けることは非常に困難

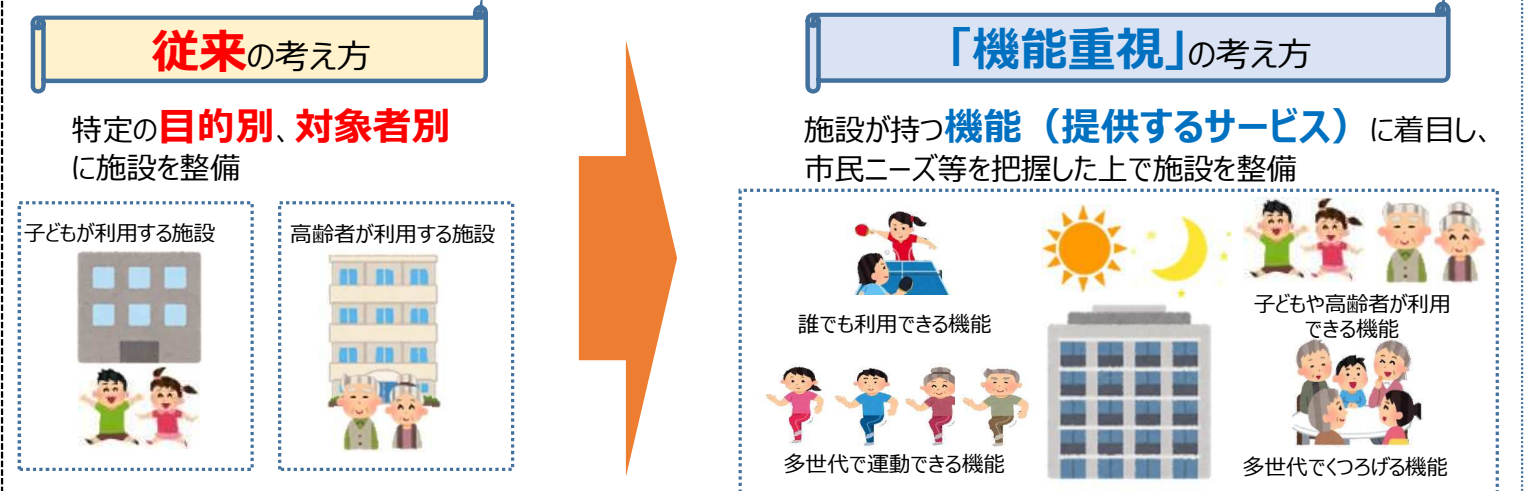
市民負担を変えずに、市民サービスの質の維持・向上をはかるためには、当面の人口増加に対応しつつ、公共施設の床面積を増やさない取組を行うことが必要

資産マネジメントの取組

- 将来世代の負担**が重くならないよう、公共施設の**保有総量を適切に管理**することが必要
- 資産マネジメント第3期実施方針**を策定し、「**機能重視**」の考え方に基づく取組と、**資産保有の最適化**を**重点的**に推進
- これまで重点的に取り組んでいた**施設の長寿命化**については、**資産保有の最適化**を踏まえた上で取組を継続

資産マネジメント第3期実施方針の基本的考え方及び取組

「機能重視」の考え方に基づく取組

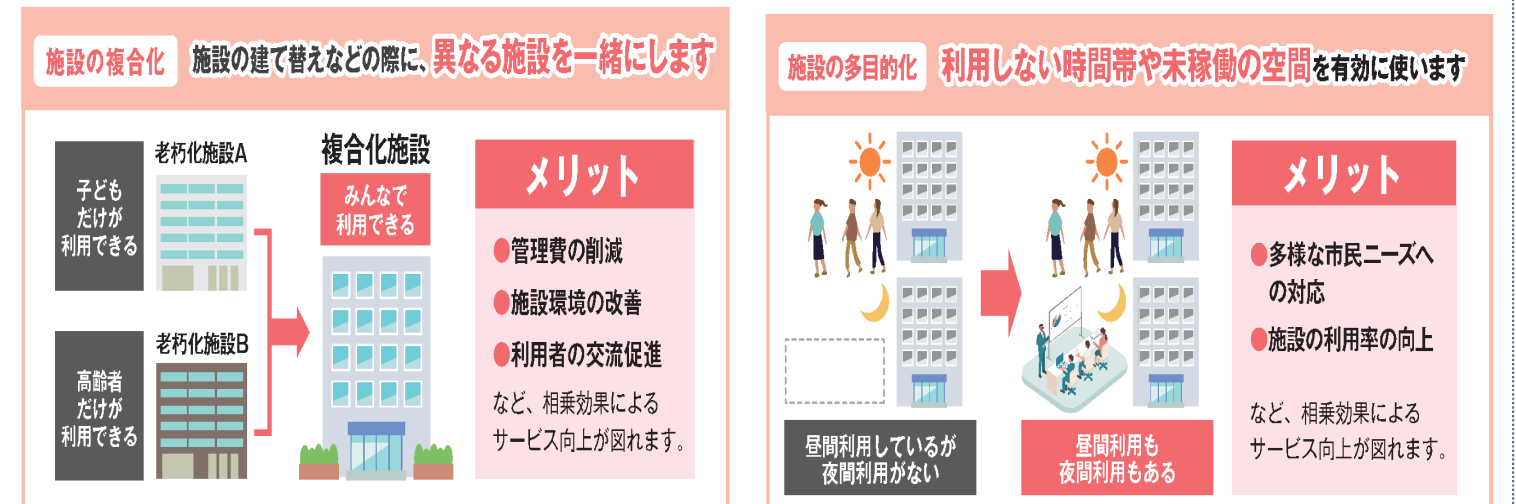


資産保有の最適化の取組

利用状況や将来の利用想定等を踏まえ**機能のあり方の整理**を行い、施設の**複合化**や**多目的化**等の手法(※)を用いることにより、**施設の適正配置**を図るものであり、主に次の取組を検討

- 地域ごとの資産保有の最適化検討**
公共施設、人口動態、地域課題などの**地域ごとの状況**を踏まえた**施設の適正配置**を行い、**質の高い市民サービスを安定的に提供**
- 機能ごとの資産保有の最適化検討**
ホール施設の適正配置や**学校プールの最適運用**など、同一機能を有している様々な**施設機能の適正配置**を行い、**質の高い市民サービスを安定的に提供**

(※)施設の複合化、多目的化のイメージ



地域ごとの資産保有の最適化について（検討を行う地域の優先順位付けの考え方（案））

1 背景

- 本市の公共施設は、以下のように**利用者の居住範囲が様々**な状況
 - ・全市型施設（市に1か所設置、広範囲の市民が利用可能）
 - ・各区型施設（おおむね区に1か所設置されており、広範囲の市民が利用可能）
 - ・地域型施設（自宅から徒歩・自転車利用圏内等の、地域住民に身近な施設）
 - ・その他施設（立地の制約が大きく配置が限定）

施設分類	具体的な施設例（「資産マネジメント第3期実施方針」から抜粋）
全市型施設	とどろきアリーナ 男女共同参画センター 生活文化会館 労働会館 川崎シンフォニーホール 市民ミュージアム アートセンター 藤子・F・不二雄ミュージアム
各区型施設	区役所 市民館 図書館 休日急患診療所 スポーツセンター (上記を補完する施設) 区役所支所・出張所 行政サービスコーナー 市民館分館 図書館分館
地域型施設	小学校 中学校 わくわくプラザ こども文化センター 保育所 老人いこいの家 特別養護老人ホーム
その他の施設	余熱利用市民施設 八ヶ岳少年自然の家

- また、立地している地域の**人口や課題も異なる状況**

以上を踏まえ、資産保有の最適化検討にあたっては、**地域ごとの状況を踏まえた取組**が必要

- 「地域」の単位には、「各区」や「中学校区」、「小学校区」などが存在するが、**市民に馴染みのある単位**であること、
・複合化や多目的化などの資産保有の最適化を検討するためには**一定の規模が必要**（10万人程度を想定）

であることから、**複数の中学校区**（2～4程度）を**基本単位**とし、検討を実施

- 地域ごとの状況を踏まえた**施設の適正配置の実現**を図るためには、
・各公共建築物の老朽度や利用状況などの把握・分析
・地域に対して丁寧に説明し、意見を伺いながら合意形成を図ること
などが必要だが、こうした取組は**期間をかけて丁寧に**行うことが必要

こうした丁寧な取組を行うためには、全ての地域について一斉に取り組むことは困難であることから、**最適化の検討**を行う地域の**優先順位付け**を行い、検討を行う「地域」を決定

決定した地域について、施設の適正配置の方向性を検討し、
地域ごとに、適正配置の方向性を示した**資産保有の最適化方針**を策定
当該方針に基づき取組を推進することで、
質の高い市民サービスの安定的な提供の実現に寄与

2 指標等の設定

- 地域ごとに、公共施設の状況、人口、課題等、様々な要素が存在するため、**各公共施設の状況を踏まえた資産保有の最適化検討**を行う地域の**優先順位付け**が必要であり、そのためには**施設の状況を客観的にあらわす指標等**が必要

公共施設の定量的な指標等を活用
指標等に基づき**各地域を点数化**し、**点数の高い地域**について最適化検討

- 本市では令和2(2020)年度から毎年度「川崎市公共施設白書」を作成し、施設の**延床面積、築年数、利用状況、コスト**等に関する定量的な情報を公表
- また、令和4(2022)年3月に策定された「川崎市行財政改革第3期プログラム」において、「将来的な経営資源の確保に向け、(中略)公共施設等のあり方について、検討を進めます。」とするとともに、改革課題を設定し、**各施設のあり方検討等の取組**を推進するとしているところ
- 上記の各項目の分析は以下のとおり。
 - ・**延床面積**については、面積の大きい施設が、施設の多目的化・複合化元となる可能性が高い
 - ・**利用状況**については、利用者数の少ない施設が、有効な活用に向けた検討が必要となる
 - ・**施設のあり方等**については、将来にわたり質の高い市民サービスの安定的な提供につながる以上のことから、これらを指標等として使用
- 一方で、
 - ・**築年数**については、施設を使用している途中で大規模改修等が実施され施設の状況が改善する場合もあり、施設の老朽化の具合と必ずしも比例しないことから、老朽化の傾向を示すものとして国が示している「**資産老朽化比率**」(*)を代わりに指標として使用
 - ・**コスト**については、コストの大小のみで施設の方向性の決定は困難であるため、指標として使用しない

以上を踏まえ、検討を行う地域の優先順位付けで活用する**指標等を**
以下の表のとおり設定

項目	点数化の対象	備考（点数の高い施設）
規模	延床面積 (m ²)	規模の 大きい 施設 ⇒施設の 多目的化・複合化元 となる可能性
老朽度	資産老朽化比率 (*) (*) 減価償却累計額/建物の取得価額×100	老朽度の 高い 施設 ⇒ 更新等の検討 が必要
利用状況	規模 (m ²) あたり年間利用者数 (*) (*) 施設分類（市民利用施設、福祉施設等）によって状況が異なり、分類内での比較	年間利用者数の 少ない 施設 ⇒施設の 有効な活用に向けた検討 が必要
施設のあり方等	行財政改革第3期プログラムへの位置づけ	位置付けがある 施設 ⇒将来にわたり 質の高い市民サービス を安定的に提供

地域ごとの資産保有の最適化について（検討を行う地域の優先順位付けの考え方（案））

3 各指標等に関する点数の設定

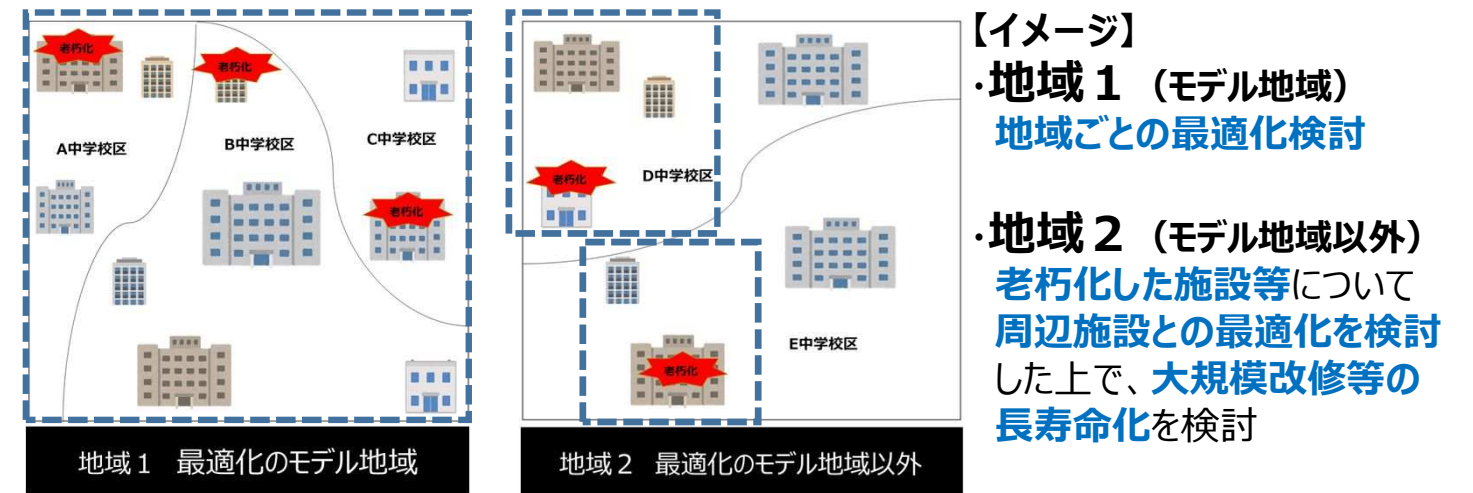
- **資産マネジメント第3期実施方針の考え方**や**施設の利用状況**等を踏まえ、下の表のとおり、**各指標等の点数を設定**

項目	点数化の内容	点数化に関する考え方等
規模	<ul style="list-style-type: none"> ●延床面積1,000㎡以上の施設： 2点 ●延床面積200㎡以上の施設： 1点 ●延床面積200㎡未満の施設： 0点 	<ul style="list-style-type: none"> ●本市公共施設（市営住宅・学校施設除く）の「建物全体延床面積の合計／棟数合計」が約1,000㎡（令和2（2020）年度版白書ベース）であることを踏まえ設定 ●資産マネジメント第3期実施方針上、原則延床面積200㎡以上の継続して使用する庁舎等建築物を「長寿命化対象施設」としていることに準じ設定
老朽度	<ul style="list-style-type: none"> ●資産老朽化比率66%超の施設： 2点 ●資産老朽化比率33%以上66%以下の施設： 1点 ●資産老朽化比率33%未満の施設： 0点 	資産マネジメント第3期実施方針上、全市型施設の庁舎等建築物について、おおむね 築後20年刻み のタイミング（築後20年、40年、60年）で、 施設の方向性の検討 を行うことに準じ設定 ※築20年≒資産老朽化比率33%、築40年≒資産老朽化比率66%
利用状況	施設分類内の規模あたり年間利用者数 偏差値 <ul style="list-style-type: none"> ●45未満の施設： 2点 ●45以上50未満の施設： 1点 ●50以上の施設： 0点 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設分類間で利用者数に差があるため、施設分類内で比較 ●施設分類内で全体の何%程度に位置するかを把握するため、偏差値を使用 ●利用者数が少ないほど偏差値が低く、施設の有効な活用に向けた検討が必要であることから、点数を高く設定 ●偏差値45≒全体の下位30%程度（1/3程度）、偏差値50≒全体の50%程度（1/2程度）であることを踏まえ設定
施設のあり方等	行財政改革第3期プログラム上、 <ul style="list-style-type: none"> ●改革課題とされている施設： 1点 ●その他の施設： 0点 	

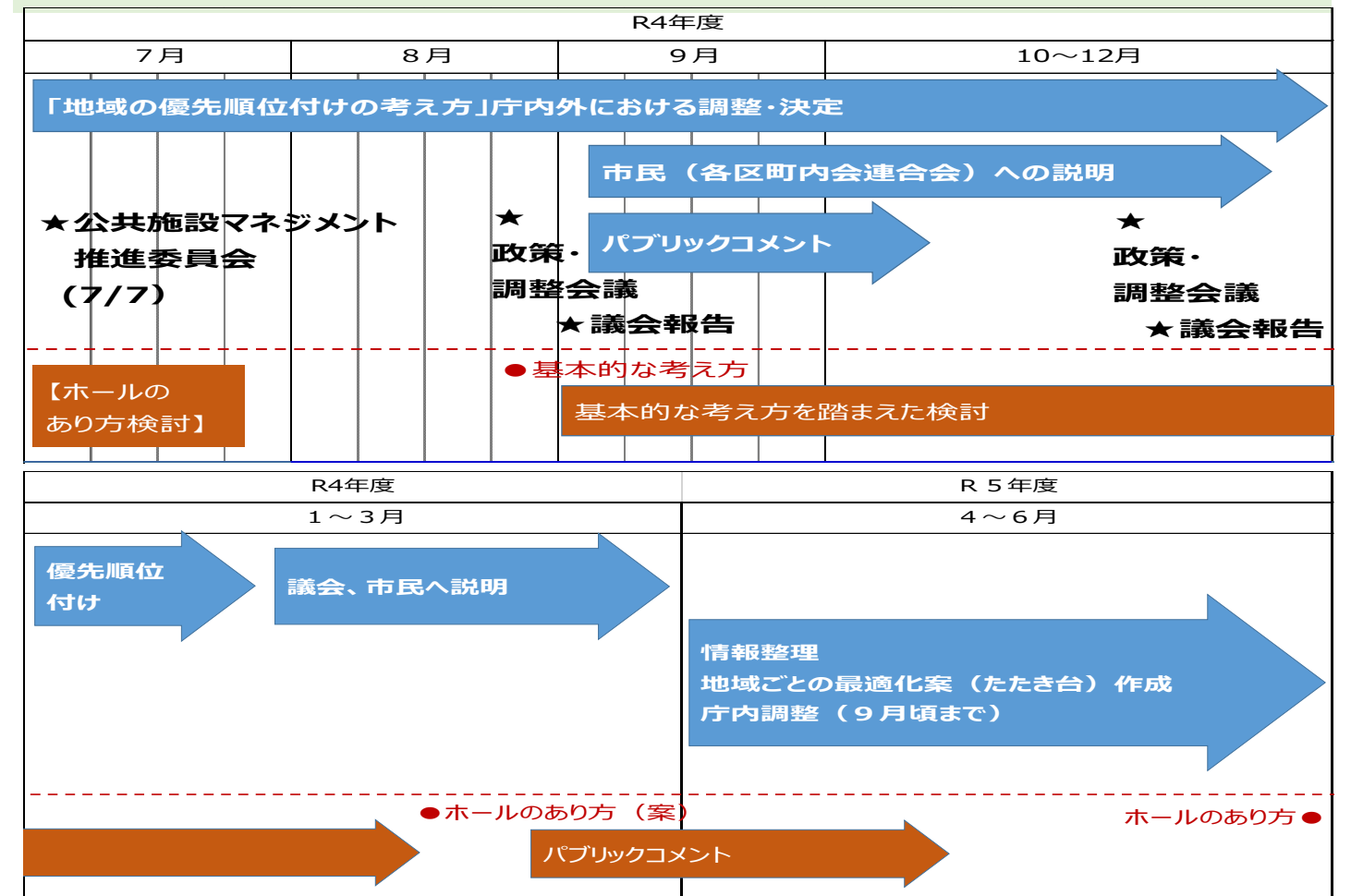
- **各指標の重みを均一化**させるために、**補正を実施**
- 資産マネジメント第3期実施方針の取組期間である10年間で地域ごとの検討を行うことを踏まえ、**点数上位1/4をモデル地域**とし、**最適化**を検討（モデル地域の最適化検討期間を2～3年と想定）
- モデル地域での検討終了後、その他の地域について改めて点数化した上で次の検討地域を設定し、最適化を検討
- 地域に属する全ての公共建築物を点数化の対象とするが、
 - ・学校施設については「学校施設長期保全計画」
 - ・市営住宅については「第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」
 を個別計画として策定していることを踏まえ、**学校施設・市営住宅については点数化の対象外**と設定し、地域ごとの最適化検討の際、それらの施設が**地域に含まれている場合には最適化検討の対象**とする

（参考）モデル地域以外の施設に関する検討

- モデル地域における最適化検討を推進する一方で、**モデル地域以外の施設**についても**老朽化対策が必要な施設**があり、こうした施設に関する**改修等の検討**も必要
- よって、以下のイメージ図のとおり、**モデル地域での最適化検討と並行し、モデル地域以外の施設に関する老朽化への対応**を検討



今後のスケジュール



2 各戦略の内容

本市はこれまで3つの戦略に基づく資産マネジメントの取組を進めており、第3期取組期間における各戦略の基本的な考え方、取組の手法、流れ等を示します。

(1) 資産保有の最適化

ア 基本的な考え方

資産保有の最適化とは、利用状況や将来の利用想定等を踏まえ、機能のあり方の整理を行うとともに、施設の適正配置を図るものです。

「1(2) 資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ」で示したとおり、公共建築物総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況であり、第3期取組期間においては、資産保有の最適化を重点的取組として位置づけます。

資産保有の最適化については、以下の基本的な考え方等に基づき推進します。

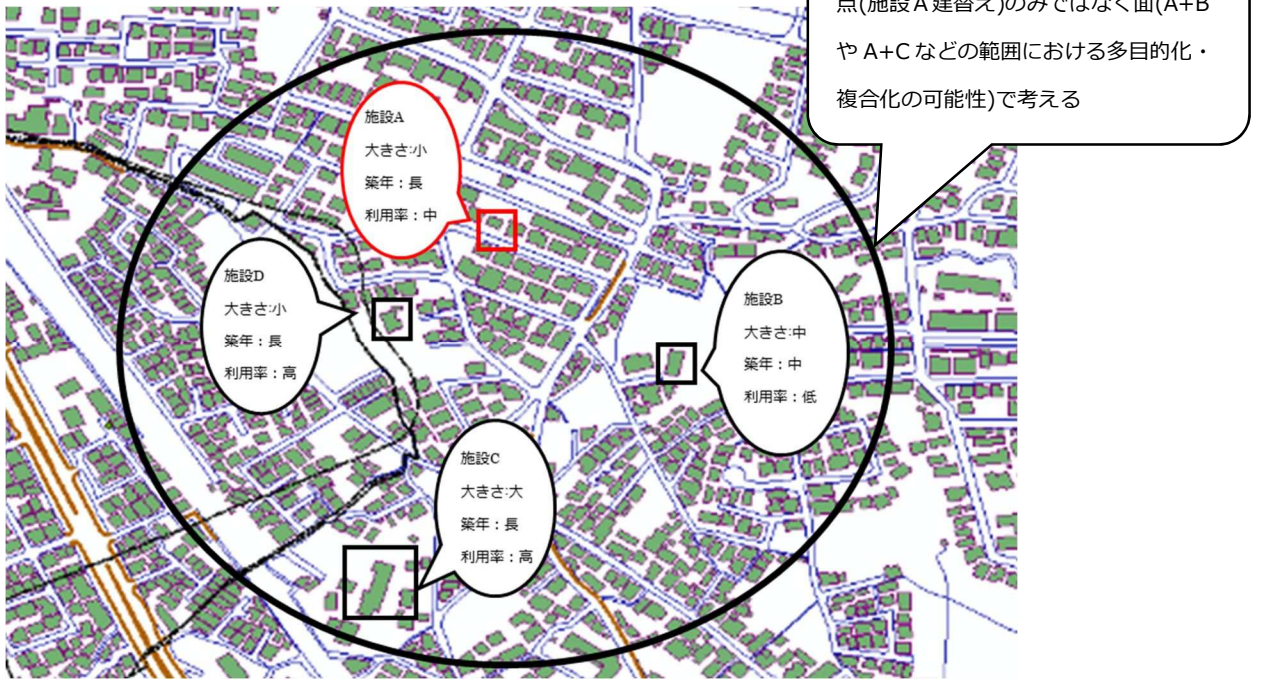
(ア) 広域的観点に基づく検討

資産保有の最適化については、各施設の築年数や利用状況等を踏まえた検討が必要となりますが、施設単体での検討のみでは、施設の適正配置にはつながりません。

施設の適正配置につなげるためには、点（施設単体）ではなく、面（複数の施設を含む広域）で考えることが重要です。具体的には、

- 全市、あるいは一定の区域における行政ニーズを踏まえ、それに対応した提供すべき必要なサービスを把握した上で、施設配置や規模の検討
- 周辺の他の行政施設の利用状況、建築状況、権利関係等を踏まえた施設の整備・活用手法の検討を行うことが必要であり、こうした広域的観点に基づく資産保有の最適化の検討が必要となります。

図表 3 - 2 - 1 第 3 期実施方針における広域的観点からの最適化イメージ



(イ) 適正配置の観点からの施設の分類

本市には計1,103 (白書【令和元(2019)年度版】ベース) の公共建築物が存在しています。施設の適正配置の観点から、市民利用の範囲等に基づき、これらの施設を以下のとおり性質別に分類します。

①全市型施設

市に1か所設置されており、広範囲の市民が利用可能な施設

②各区型施設

おおむね区に1か所設置されており、広範囲の市民が利用可能な施設

③地域型施設

自宅から徒歩・自転車利用圏内等の、地域住民に身近な施設を中心とする施設

④その他の施設

立地の制約が大きく配置が限定されるなど、移転等による配置検討がなじまない施設

図表 3 - 2 - 2 第 3 期実施方針における適正配置の観点からの施設分類

施設分類	具体的な施設例（かわさき資産マネジメントカルテに掲載されていた施設）
全市型施設	とどろきアリーナ 男女共同参画センター 生活文化会館 労働会館 川崎シンフォニーホール 市民ミュージアム アートセンター 藤子・F・不二雄ミュージアム
各区型施設	区役所 市民館 図書館 休日急患診療所 スポーツセンター
	（上記を補完する施設） 区役所支所・出張所 行政サービスコーナー 市民館分館 図書館分館
地域型施設	小学校 中学校 わくわくプラザ こども文化センター 保育所 老人いこいの家 特別養護老人ホーム
その他の施設	余熱利用市民施設 八ヶ岳少年自然の家

（ウ）地域ごとの資産保有の最適化検討

上記「（イ）適正配置の観点からの施設の分類」に記載のとおり、本市の公共施設は、市民利用の範囲等が様々な施設で構成されています。

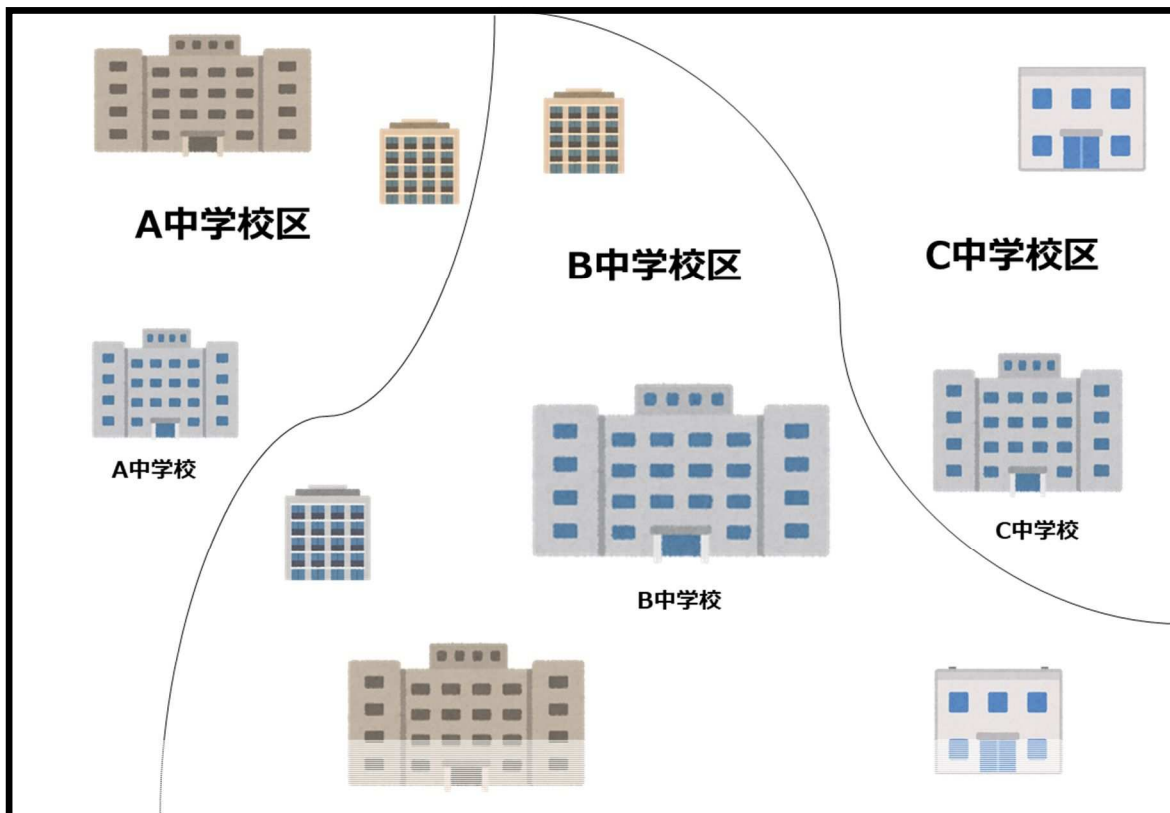
このうち、「各区型施設」と「地域型施設」については、地域に密接に関連する施設であり、資産保有の最適化を推進するにあたっては、地域ごとの状況（配置されている公共施設の利用状況や築年数、人口動態等）を踏まえた検討が必要となることから、これらの施設については、地域ごとに資産保有の最適化を検討し、地域の状況を踏まえた施設の適正配置を推進します。

また、「地域」の単位については「各区」や「中学校区」、「小学校区」などの単位がありますが、市民に馴染みのある単位であること、また、資産保有の最適化を検討するためには一定の規模（10万人程度を想定）が必要であることから、第 3 期実施方針に基づき検討する「地域」の単位は「複数の中学校区」（2～4 中学校区程度（※））を基本とします。

なお、「全市型施設」については、上記「（ア）広域的観点に基づく検討」に基づき、全市における行政ニーズを踏まえ、施設配置や規模の検討を行います。具体的には、おおむね築後20年刻みのタイミング（築後20年、40年、60年）で、当該時期を迎える施設について、機能重視の考え方に基づき、利用状況や市民ニーズ等を勘案した、施設の方向性の検討を行うこととします。

（※）川崎市の人口154.1万人(令和 3 (2021)年 8 月 1 日現在)÷中学校区52区
 ≒ 3 万人／1 中学校区
 2～4 中学校区では平均 6～12 万人程度となります。

図表 3 - 2 - 3 地域ごとの資産保有の最適化のイメージ



資産保有の最適化を検討するため、複数の中学校区を地域の単位として設定

(工) 機能ごとの資産保有の最適化検討

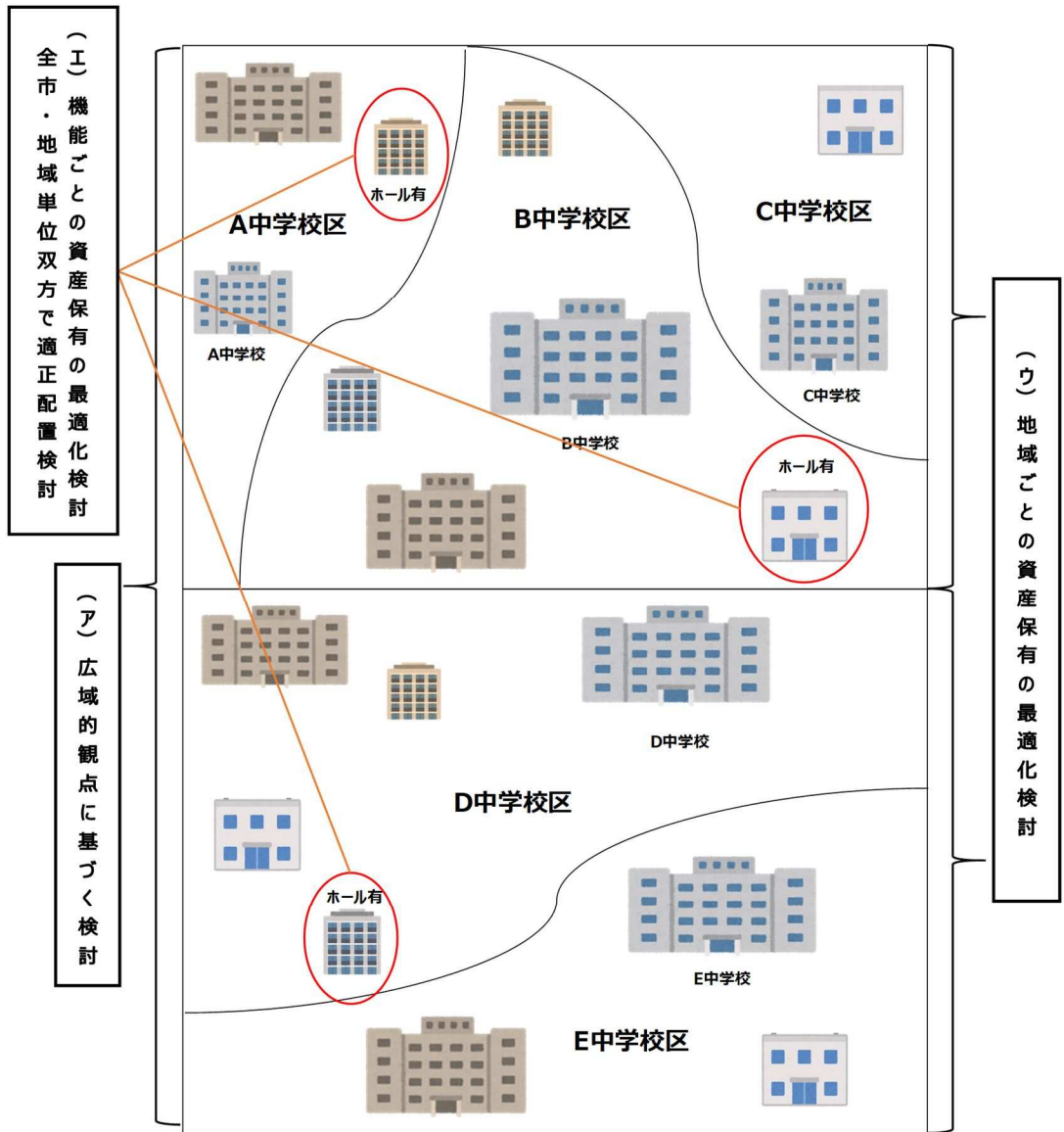
本市公共施設については、市民利用の範囲や施設の用途等が異なる様々な施設が存在していますが、それらの施設間で、同一機能を有している場合があります。

例えば、本市のホール機能については、市民館、男女共同参画センター、市民プラザ等、用途等が異なる施設に配置されています。

こうした同一機能について、全市単位での適正配置と、地域単位での適正配置の双方の視点から、機能ごとの資産保有の最適化検討を行います。

以上の (ア) ~ (工) をまとめると、以下のようなイメージとなります。

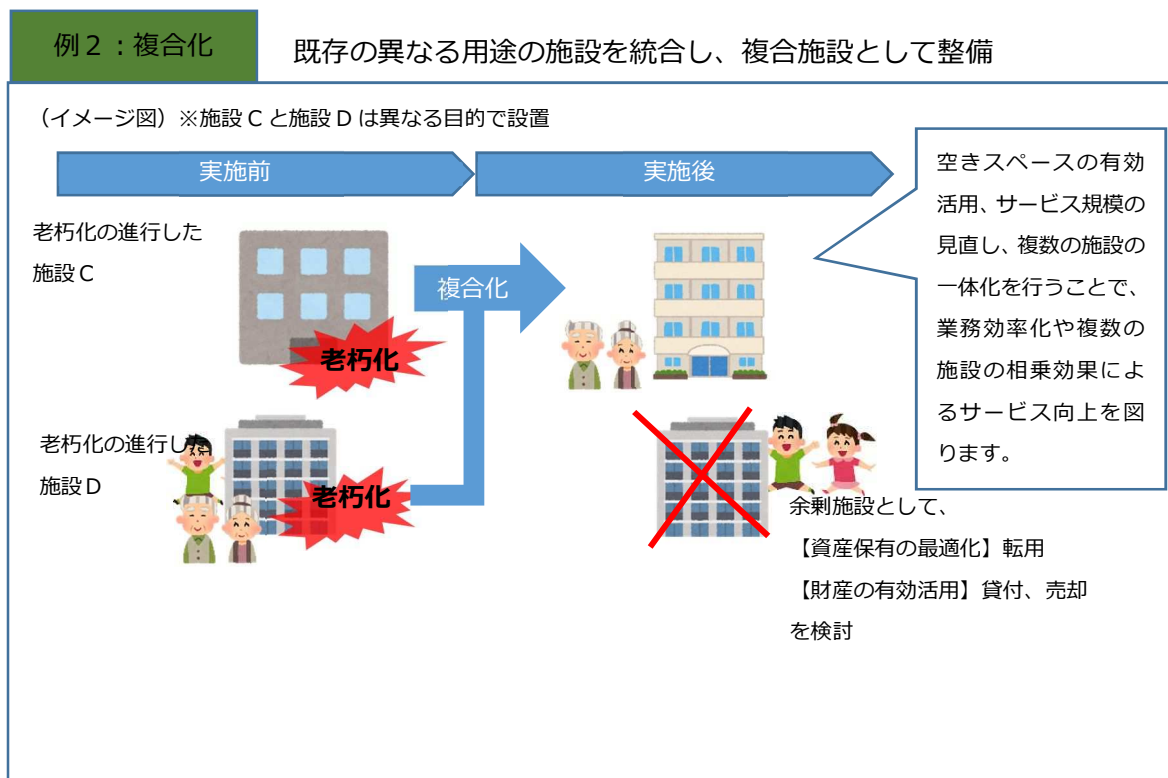
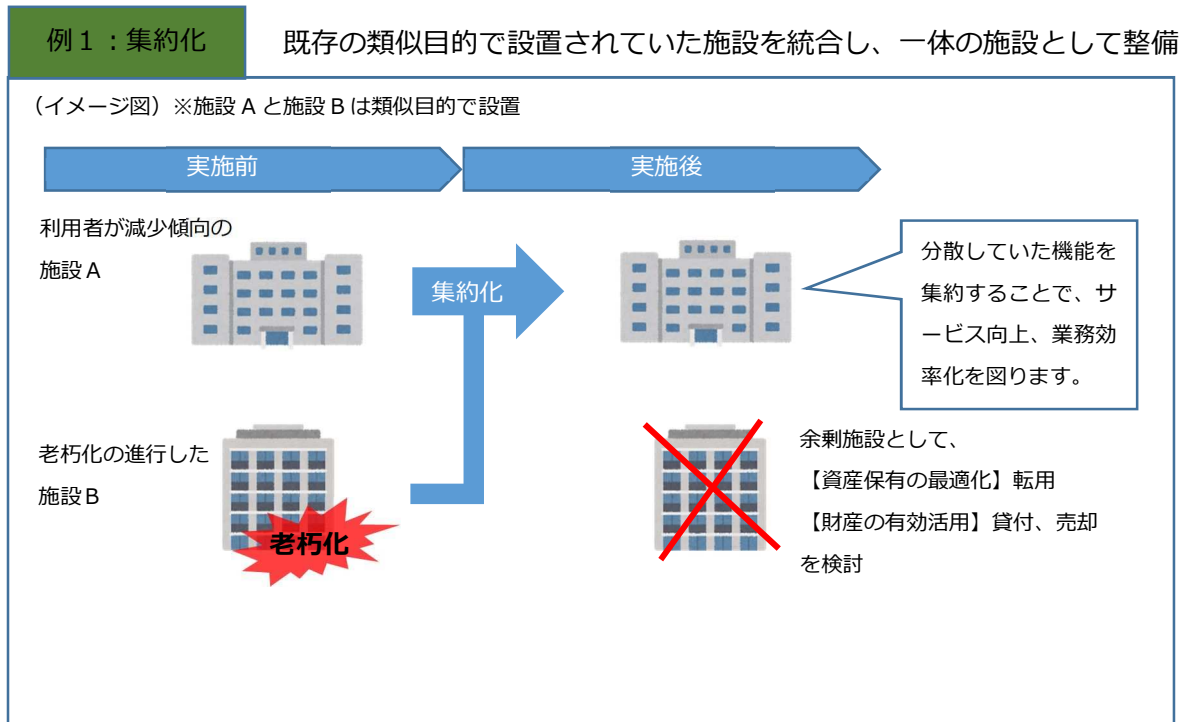
図表 3 - 2 - 4 資産保有の最適化の基本的考え方のイメージ



※各施設を、(イ) 適正配置の観点からの施設の種類に基づき性質別に分類

イ 資産保有の最適化の手法

公共建築物総量の管理を図るため、資産保有の最適化の手法として、以下のような手法を活用します。



例 3 : 多目的化

既存施設を目的や対象者を制限せず、多くの市民が利用できる施設へ転換

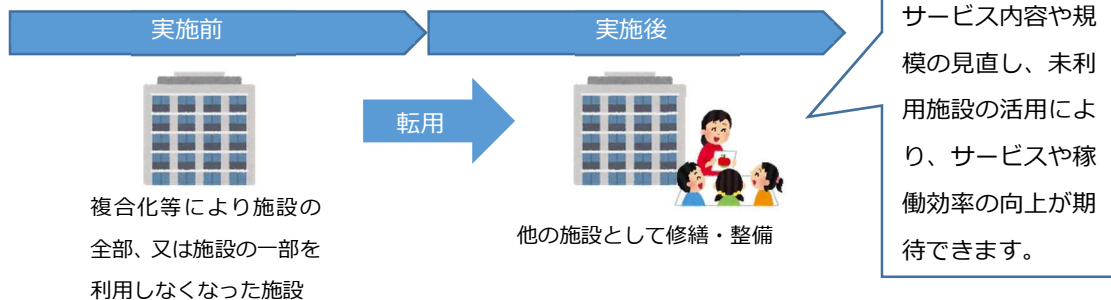
(イメージ図)



例 4 : 転用

既存施設を他目的の施設として利用し、現在の目的と異なる施設へ転換

(イメージ図)

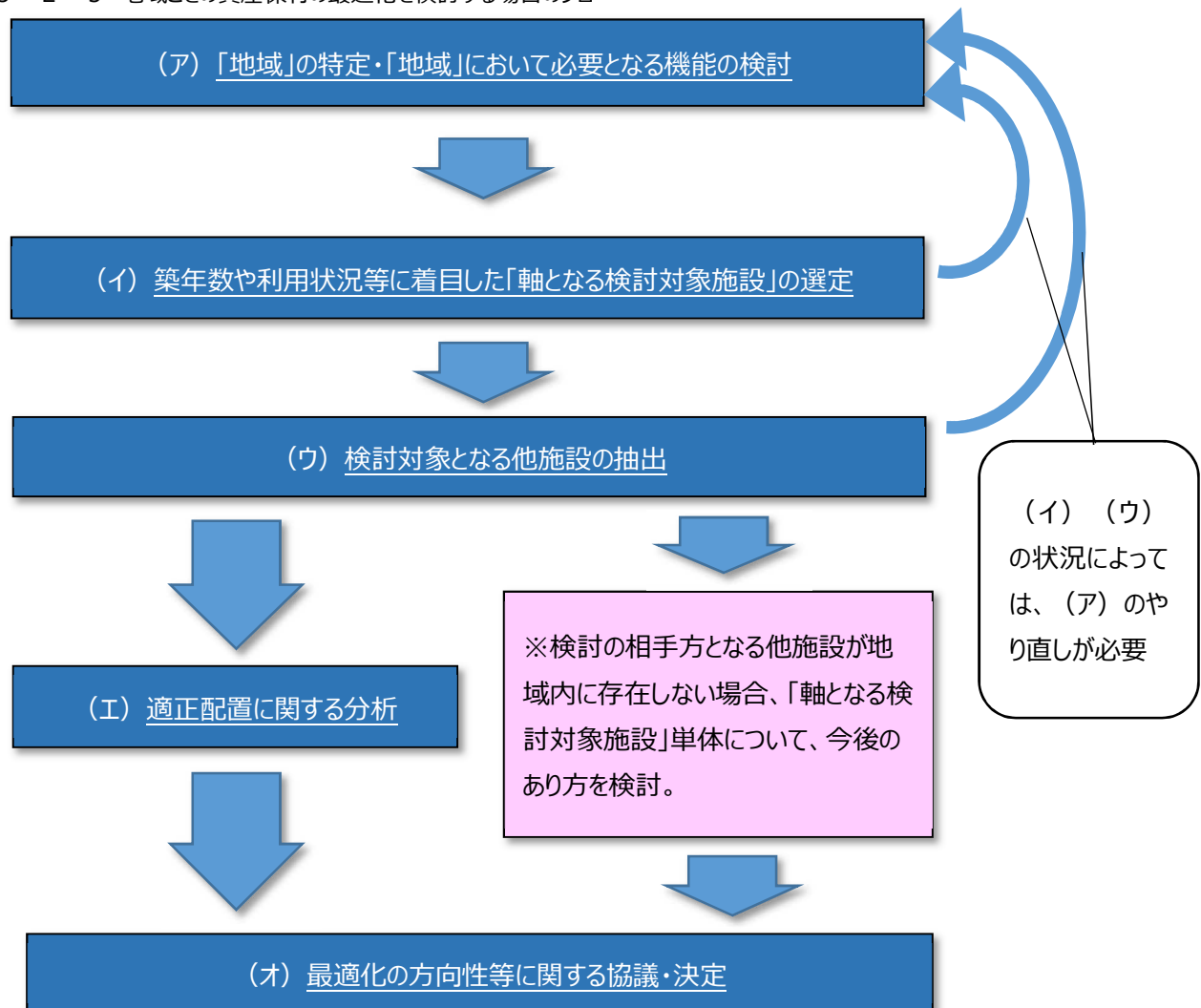


ウ 地域ごとの資産保有の最適化の流れ

適正配置の観点からの施設の種類（「全市型」、「各区型」、「地域型」、「その他」）の中でも、「各区型施設」と「地域型施設」については、地域に密接に関連する施設であることから、先にも示したとおり、地域ごとに資産保有の最適化を検討する必要があります。

地域ごとの資産保有の最適化を検討するにあたって、基本的には以下のような検討の流れが考えられます。地域ごとの最適化については、各地域における施設の規模、防災上の位置づけ、利用状況や今後のあり方、地域課題等を踏まえ、地域の優先順位付けを行った上で、順次、検討を進めます。

図表 3 - 2 - 5 地域ごとの資産保有の最適化を検討する場合のフロー



(ア) 「地域」の特定・「地域」において必要となる機能の検討

資産保有の最適化の基本的な考え方に基づき、「複数の中学校区」（2～4中学校区程度）を基本単位とし、地域ごとの資産保有の最適化を検討する「地域」の特定を行います。

「地域」の特定については、地形や鉄道路線・バス路線等の状況、町内会・自治会のエリア、本市地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域ケア圏域」の考え方も踏まえ、一旦「地域」の仮設定を行った後、当該「地域」に属する施設の所管課や各区等と協議の上で行います。

加えて、特定した「地域」において配置されている公共施設が現状提供している機能や、公共施設の利用状況、地域のニーズ、人口動態等を踏まえ、「地域」において必要となる機能の検討（「地域」において維持すべき機能、向上すべき機能、縮小すべき機能、不要となる機能等の検討）を行います。

なお、以下の（イ）及び（ウ）の検討状況を踏まえ、より適切な「地域」の設定が必要と判断される場合等には、再度上記の検討を行います。

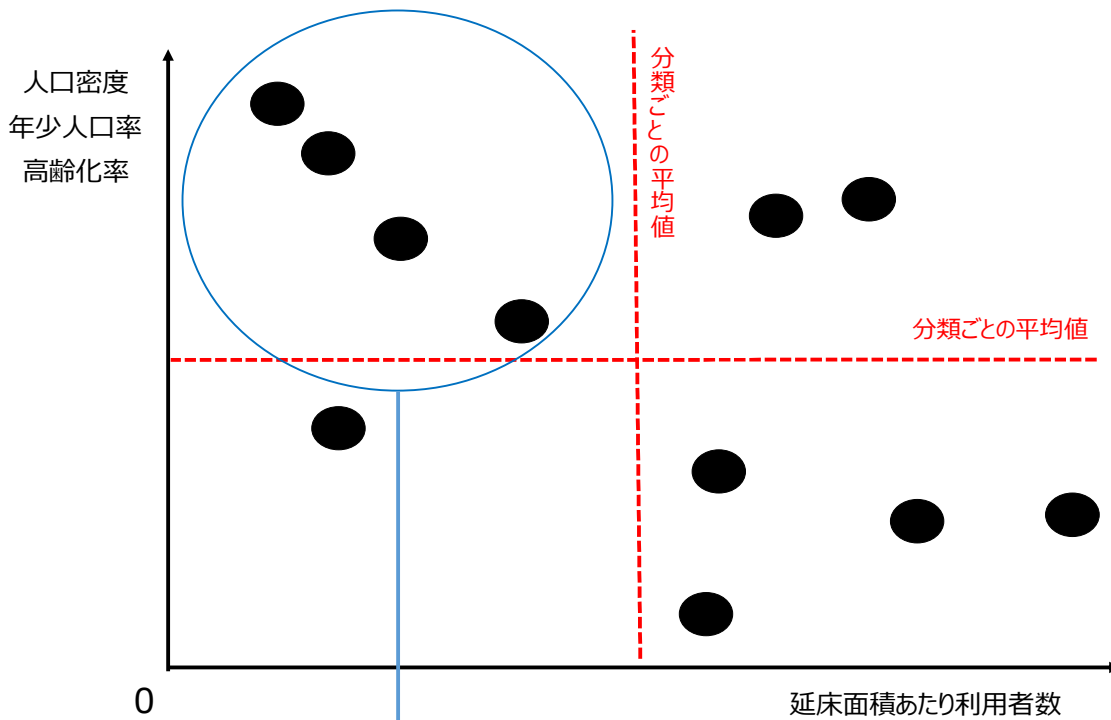
(イ) 築年数や利用状況等に着目した「軸となる検討対象施設」の選定

個々の施設に係る適正配置について検討を行っていくにあたり、検討の起点となる対象施設（以下「軸となる検討対象施設」といいます。）の選定を行う必要があります。その際、選定基準の代表例として考えられるのが、施設の「築年数」です。この「築年数」を基準として、最適化の検討対象となる施設を選定します。

築年数に応じて対象施設は一定程度絞られますが、本市においては現時点で築30年を超える施設が全体の5割以上を占めている状況であり、これだけで対象施設を十分に絞り込むことが困難な場合も想定されます。その場合は、築年数の条件に当てはまる各施設について、バリアフリー対応、防災対策及び法令改正に伴う適合等のハード面の状況、及び施設の利用状況やコスト状況といったソフト面の状況を総合的に勘案した上で、検討対象とすべき施設の絞り込みを行うこととします。

ソフト面について、具体的には、施設分類（白書の中分類を基本とする）ごとの各施設について、地域の人口密度や年少人口率、高齢化率等の指標と、白書に記載の情報を基にした、延床面積あたり利用者数や規模あたりコストの情報等から総合的に判断し、検討対象とする施設の絞り込みを行います。（次の（ウ）においても同様の分析を行います。）

図表 3 - 2 - 6 ソフト面からの施設の絞り込みのイメージ



施設分類内で**相対的に、人口密度／年少人口率／高齢化率が高い**一方で、**延床面積あたり利用者数が低い施設**



こうした要素も勘案し、検討対象とする施設の絞り込みを実施

(ウ) 検討対象となる他施設の抽出

地域内の各施設について、施設のハード・ソフト両面の状況を分析した上で、検討の相手方となる施設の抽出を行います。

地域ごとの資産保有の最適化を検討するにあたっては、軸となる検討対象施設の地域内に位置する施設を（1施設だけでなく）複数施設抽出した上で、最適化の検討を行っていきます。

(工) 適正配置に関する分析

地域内において抽出した各施設を対象として、施設の適正配置に関する分析を行います。

主な分析手法については、以下のとおりです。加えて、適正配置を検討する際には、各施設の法規制（容積率・建ぺい率、日影規制等）や利用者の利便性を考慮した上で検討を実施します。

図表 3 - 2 - 7 適正配置に関する分析手法イメージ

【施設特性に関する分析】 <u>費用対効果、築年数、民間施設への代替可能性等</u> を踏まえ、 <u>施設の廃止や集約統合等の施設再編・再配置の方向性</u> を検討
【機能重複等に関する分析】 <u>施設分類の異同、（異分類の場合）類似機能の有無等</u> の観点から、 <u>集約統合、多目的化・複合化等による施設再編・再配置の方向性</u> を検討
【地域特性に関する分析】 <u>年齢構成、地域特性、将来人口推計等</u> を踏まえ、 <u>施設の廃止や集約統合等の施設再編・再配置の方向性</u> を検討
【災害リスクに関する分析】 <u>浸水想定区域、土砂災害危険箇所、防災拠点の配置状況等</u> の観点から <u>配置のあり方</u> を検討

(オ) 最適化の方向性等に関する協議・決定

上記（ア）～（工）に係る検討を行った上で、個別の施設に係る最適化の方向性等について庁内合意形成を図るため、今後、必要な協議を行い、個別の施設に係る最適化の方向性等について決定していくものとします。

その際、地域における機能やニーズの分析等に立脚した総合的な見地から、最適化の方向性等について協議・決定します。

また、個々の施設について実際に地域ごとの最適化の検討を進めるにあたっては、様々な検討の段階において、地域住民への丁寧な説明の機会を設けていくとともに、最適化の検討状況について、市民への情報公開を適切に図っていく必要があります。資産マネジメント推進部署及び関係局区が十分連携した上で、それらの取組を適切に進めてまいります。

～～コラム～～

地域ごとに資産保有の最適化を検討するにあたっては、各施設のハード面の状況（躯体・設備の老朽化度、バリアフリーへの対応状況、脱炭素への対応状況等）及びソフト面の状況（利用状況、コスト状況等）の把握（データストック）を基盤として、それらのデータを必要に応じ適宜分析・活用することで、機能検討をはじめとする適正配置に向けた各種検討を行うこととなります。

ハード面の状況及びソフト面の状況を把握するための手段として、主に以下のものが挙げられます。

ハード面の状況 把握手段	<ul style="list-style-type: none">・定期的実施が義務付けられている法定点検・委託による劣化調査・目視レベルによる劣化調査・耐震診断・バリアフリー調査 など
ソフト面の状況 把握手段	<ul style="list-style-type: none">・利用状況実績（白書等に基づく）・コスト状況実績（白書等に基づく） など

「地域ごとの資産保有の最適化検討を行う地域の優先順位付けの考え方（案）」 について御意見をお寄せください

本市では、今後、人口減少への転換や公共施設の老朽化に伴う維持管理等費用の増加が見込まれること等を踏まえ、令和4(2022)年3月に「資産マネジメント第3期実施方針」を策定し、施設が持つ機能に着目した「機能重視」の考え方に基づき、施設の複合化や多目的化等の「資産保有の最適化」へ重点的に取り組むこととしています。

本市の公共施設は利用者の居住範囲が様々であり、立地する地域の人口や課題も異なることから、資産保有の最適化検討にあたっては地域ごとの状況を踏まえた取組が必要となります。一方で、こうした取組は期間をかけて丁寧に行う必要があり、全ての地域について一斉に取り組むことは困難であることから、最適化の検討を行う地域の優先順位付けを行い、検討を行う地域を決定する必要があります。

こうした取組を推進するため、地域ごとの資産保有の最適化検討を行う地域の優先順位付けの考え方を案として取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和4(2022)年9月2日(金)～令和4(2022)年10月17日(月)

※持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までにお持ちください。(正午～午後1時を除く)

2 意見の提出方法

住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、住所又はメールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法で御意見をお寄せください。書式は自由です。

(1) FAX、郵送(当日消印有効)、持参による御提出

FAX: 044-200-3627 (川崎市総務企画局公共施設総合調整室)

郵送先: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

持参先: 総務企画局 公共施設総合調整室(川崎市役所第3庁舎5階)

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

(2) インターネットによる御提出

市のホームページ(「意見を募集している政策等」のページ)から意見の提出が可能です。

アドレス及び二次元コードは次のとおりです。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/170/0000142588.html>



《注意事項》

- ・お寄せいただいた御意見に対する直接の回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

川崎市ホームページ、総務企画局公共施設総合調整室(川崎市役所第3庁舎5階)、かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、市民文化局協働・連携推進課、各市民館(分館含)、各図書館(分館含)

【問合せ先】

川崎市総務企画局公共施設総合調整室

電話 : 044-200-1226

Email : 17koukyo@city.kawasaki.jp